

第741回教育委員会臨時会会議録

- 1 招集日時 平成17年12月26日(月)午後3時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 牛尾委員, 山田委員, 白石教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 吉田教育次長(スポーツ振興担当),
東野参事兼総務課長, 菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 神山教職員課長,
菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 熊谷施設整備課長,
菊地スポーツ健康課長, 佐々木参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 開 会 午後3時

6 第741回宮城県教育委員会臨時会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 鈴木委員及び牛尾委員を指名
議事日程は配付のとおり

7 協議事項

県立高校の男女共学化について

(説明: 教育長)

協議に先立って, 提案趣旨について, これまでの経過等の説明をまず行いたい。

先週であるが, 知事が教育委員会においでになり, 県立高校の共学化について, 知事の考えを教育委員会として真摯に受け止めて欲しいと, そして最終的な判断をして欲しい旨, お話をいただいた訳である。

県教育委員会としては, 県立高校の共学化について, 今県議会における議論の経過, あるいは議会の意思と, それから知事のお話を真摯にお受けし, 早期に教育委員会としての最終判断を下す必要があり, 今回の協議に至ったものである。

それで, これまでの経緯について, お手元に資料をお配りしている。資料は全部で16あり, これに基づき, 今年の2月県議会以降の経過を振り返りたいと思っている。

2月議会の関係であるが, 資料1を御覧いただきたい。これは, 「県立高校将来構想の見直し」ということと, 内容的には「仙台二高の共学化を当分の間凍結をする」ということを求めた請願であり, それが資料1ということに入っていると思う。それに対して, 2月議会においては, 資料2の5ページを御覧いただきたいが, 附帯意見というものがある。この附帯意見は県立高校将来構想の推進に当たっては, 次の3点に配慮しながら着実に進めるものとするということで, 1つには, 「県立高校の共学化は, 全体のスケジュール及び将来像を明確に示し推進されたい。」と, それから2番目「学力低下, 学区制等の諸問題についても配慮されたい。」と, それから3番目「仙台第二高等学校の共学化は, 1年延長し, その間, 関係者と十分な話し合いをされたい。」ということで附帯意見が附いて, 結果, 一部採択ということになった。

これを受けて県教育委員会としては、仙台二高の共学化を1年延期した場合の女子中学生への影響、それから同窓会等関係者との話し合いの必要性、それから県民の意見を代表する県議会の議決結果を考慮する必要性などを総合的に協議、検討した結果、仙台二高の共学化を1年延期し、平成19年度からとすることを決定するというものであり、その執行に当たっての留意事項3点を附している。それは資料3、7ページを御覧いただきたい。御覧のようなことで、19年度からとするというものであり、資料4を御覧いただきたいが、これは県教育委員会の方から各地教委あてに出した文であり、「仙台第二高等学校の共学化について(通知)」ということで、先程の留意事項を記以下に含めて流している。そういったことで、その段階でそういった留意事項を含めて地教委に対して通知をしているということである。

また、仙台二高の同窓会、それから保護者と県教委で、(仮称)仙台二高共学化調整会議というものを5月末に設置しており、これまで7回程であるが、仙台第二高等学校の共学化を巡って話し合いを行っている。資料6を御覧いただきたいが、(仮称)仙台二高共学化調整会議の経過ということで、第1回から直近では12月19日、第7回を開いているが、第1回目から7回目までの内容骨子だけを書いている。既に委員の皆さんには第6回までの議事録をお渡ししているが、資料6としては話し合いの概要についてまとめている。それで、仙台二高の平成19年度からの共学化については、こういった話し合いを続けているが、残念ながらまだ関係者の理解を得るまでには至っていないという状況である。

この間、仙台二高のPTAの動きもあり、これは資料7を御覧いただきたいが、保護者を対象にしたアンケート調査を6月下旬に行っている。その調査結果をまとめており、それが資料7である。それで内容的には、有効の回収率は64.3%であり、共学化については、大いに賛成が5%、それからどちらかという賛成が8%、どちらかという反対であるが、やむを得ないが15%、大いに反対であるが、やむを得ないが8%、どちらかという反対で、やむを得ないとは思わないが21%、大いに反対であり、やむを得ないとは思わないが38%という結果が出ている。それが17ページまでの資料になる。

それから、冒頭の附帯意見の関係であるが、資料9、20ページを御覧いただきたい。10月21日であるが、共学化の未発表校の残る8校について、共学化開始時期及び共学化後の学校の方向性について、臨時教育委員会を開催し、決定、公表している。これについても委員の皆さんに色々議論していただき、こういう決定をした訳であるが、10月21日に決めたものが平成20年度が一女高、それから21年度が三高、それから22年度が一高、二女、それから塩釜高校、塩釜女子、白石高校、白石女子校ということで、そういう共学化開始時期を発表したものである。

それから、村井知事の県立高校の共学化に対するスタンスであるが、資料の10を御覧いただきたい。資料10には「村井知事の知事選における公約等」ということでまとめている。この中には、選挙公報「緊急の優先課題と7つの約束」、それから「候補者に対するアンケート」あるいは「当選後のインタビュー」があり、そういったものをまとめてある。それからこの前の11月議会の知事の説明要旨というものもあげている。それで、選挙公報の方では、「緊急優先課題と7つの約束」の中の(3)に「教育改革・教育立県」というものがあり、その中で「男女共学・別学の並存型高校再編」というものが記述されている。それから「候補者アンケート」、これは選挙期間中のものであるが、10月8日に地元紙にあがったものである。それで、「すべての県立高校の男女共学化への賛否についてはどうか」という質問に対して、答えは「最優先に取り組まなければならないのは、教育の機会を均等に与えるため、全県一学区制にすること。共学化は一律にする必要があるか検討の余地はある。最終的には議会と教育委員会の意思を受け止めて判断したい。」ということがアンケートの回答として載っている。それから「当選後のインタビュー」があるが、「県立高校の共学化にはどう対応するのか」という質問に対しては、「一律に共学化することは疑問。多様な選択肢を残すべきだ。教育委員会が決めることだが、知事としての考えは伝えたい。」という話が載って

いる。それからもう一つのインタビューがあるが、「県立高校の一律共学化の方針についても、「納得できない部分がある。推進してほしいという声は聞かない」と見直しを検討する考えを表明」しているものである。それで、今度の議会、村井知事にとっては初めての議会になるが、知事の説明要旨というものを掲げている。そこにアンダーラインを引いているが、知事が議会の冒頭で言われたのは「共学化は少子化の進行という時代の中で、効率的な学校運営、学校再編を考えた時にある程度やむを得ない政策の方向性にはあるものの、高校の多様性、高校の伝統の継承ということも重要な教育的要素の1つであると考えております。その意味では、男女共学校、別学校の併存に関しても、学校運営の実態、財政への影響、受験生とその保護者の意向などを総合的に勘案しながら検討すべきものであると考えております。こうしたより実態に即した男女共学・別学併存の方向性については、今回の選挙においても争点になったものであり、私自身としては、当面は併存を基本とし、全ての県立高校を男女共学化する方針についての見直しを含めて再検討すべきであると考えており、この旨、県教育委員会に対してお伝えしてまいります。」ということである。

そういったことで村井知事が、選挙中の選挙公報にあげたもの、それからアンケートインタビュー、それから議会での説明要旨というところで御紹介したが、こういった中で、11月25日であるが、22ページを御覧いただきたい。別学の存続を求める関係者、それから別学校の生徒が多数、村井知事のもとを訪れ、別学の存続等を求める10万人を超える署名簿を提出している。資料11であるが、提出署名というものでここにまとめてあるが、一律共学化の見直しを求める署名ということであり、提出した方達は合計7団体、色々なタイトルがあるが、7団体がまとまって、正確には101,268ということでの署名簿を添えて村井知事の方に要望を出しているということである。

以上のような状況の中で、11月議会が開かれた訳であるが、11月県議会においては、県立高校の共学化問題について、代表質問、それから一般質問を通して、以前お配りし、概要を御説明したとおり、積極的な質疑がなされたというものである。それで、11月県議会には請願が2つ出された。資料12であるが、これは共学化を推進する立場の方から出たものであり、「県立高等学校の共学化を着実に推進することを求める請願書」というものがある。それが署名人、請願者が多いので資料が膨大であるが、53ページまでである。それが請願書ということで出されている。それからもう1つ請願書が出されており、これは資料13である。これは別学校の存続を求める立場から「一律共学化アンケートに関する請願書」というものが出されている。それで2つの請願書というものが色々議会の中で議論された訳であるが、12月15日の県議会本会議において、先程の資料12の請願については、共学化の着実な推進を求める請願を附帯意見を附して、全会一致で採択している。その関係は、資料14を御覧いただきたい。これは議長から委員長あての文書であるが、特に御覧いただきたいものは61ページを御覧いただきたい。61ページであるが、これが附帯意見というものである。それで「県立高校の一律共学化は着実に推進すべきであるが、今後の教育施策の推進に当たっては、公平・公正な県民意向の把握に最善を尽くすべく十分な説明責任を果たすこと。」ということで、これが附帯意見として出され、先程の資料12の請願が全会一致で採択されたということである。片一方、資料13のアンケートを求める請願については、賛成が17、それから反対が42ということで不採択ということになっている。

そういったことで出された訳であるが、知事としては、県立高校の共学化を推進せよとの県議会の全会一致の判断については、強いメッセージであり、それから議会出身の知事としては、県議会の判断を重く受け止めなければならないものであり、県議会の判断は非常に重いものであると、話された。また知事は、今議会の本会議の答弁の中で述べたように、県立高校の共学化については、最終的には教育委員会が判断するとの認識の上に立っており、県議会での議論の経過、あるいは知事の考えを教育委員会として真摯に

受け止めていただき、最終的な判断をして欲しい旨、話されたというところである。

以上のことから、知事に対して、教育委員会の最終的な考え方を早期にお伝えしなければならない状況に至っている訳であるが、今回、教育委員会の場で、「県立高校の男女共学化について」協議をお願いするに至ったものである。以上簡単ではあるが今までの経過、それから今日の協議の趣旨について御説明させていただきます。よろしく願います。

(質 疑)

鈴木委員 ただいまの教育長の説明で、先般知事がわざわざ私共と会っていただいて、かねてから考えていたことを伺った。それで知事の説明もそれから教育長もおっしゃったことも大体把握はしたが、教育長に質問したいことの1つはいわゆる知事が言う全県1区という学区のことについて教育委員会ではどう捉えているかということと、それから私共は学区の見直しについては別途委員会を作って今諮問してもらっている。そのことと関連して知事はその辺分かってもらっているのかどうかということを含めて伺いたい。

教育長 その関連でいうと資料の8を御覧いただきたい。これは高等学校の入学者選抜審議会の委員長あてに諮問した文書であるが、そもそも学区については別な請願が出てそれが採択になったということがある。それでさらに先程冒頭に申し上げた2月県議会において将来構想については着実に推進すべきであるけれどもということでの附帯意見の2番目だと思ったが、学区制についても配慮されたいということもあり、7月12日付けになるが審議会条例第1条の規定に基づいて「下記の事項について諮問します。」という中で「県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について」ということでこれを諮問している。それで19ページを御覧いただきたいが、そこには別紙ということで学区制の部分について書いてある。それで現在審議会の方に諮問している途中であり、これはなぜ諮問するかということになるが、審議会の条例の中に学区の見直しの関係では必ず審議会の方にはかけなさいという規定がある。そういったことがあり審議会にはかけているということである。それで審議会のメンバーの中で小委員会というものを中で設けて特に学区制の関係で集中的に議論していただいているということである。現在の経過をちょっとお話すると、学区の見直しの関係で県民の皆さんが具体的にどういう風にお考えをもっているのかということでのアンケート調査をやろうとしており、その準備に入っておりその結果をこれからまとめるということになる。いずれ今の予定としては来年の夏秋あたりに大体答申が出て来るであろうと考えている。それが審議会の方の答申ということになるが、いずれ答申を受けて今度は県教育委員会としてその学区の在り方をどう決定していくのかということでの手続きになる。そしてその手続きを経た上でこれは学区の関係でいくと、もろに中学生の受験に関わる話であるからその周知期間が必要だということもあり、私の頭の中ではいっても平成20年から21年位の入学者から適応されるであろうなどは考えている。いずれこれも詰め方次第ではあるが、そういうことで学区は学区として一応そういう作業に入ってきているということである。そういった状況になるので知事の考え方は考え方として、我々が教育委員会として今事務手続きをしているのはそういう状況であるということだけは報告させていただきたいと思う。

委員長 現状は、そのところまでいっているということである。ただこれは知事が言われたような学区について云々ということにかかわらずその位で今進んでいるということである。

それに対して例えばもう少し早めるとかそういうことはないのか。

教 育 長 学区というのはかなり大きな問題であり、やはり中学生に対する影響というのはかなり大きなものがある。それでさらに中学校における進路指導もかなり学区の絡みでそれに
応じた進路指導もしていかなければならないということがあるので、かなり慎重に審
議会の中で議論していただきたいとは考えている。特に全県一学区ということになれば
非常に、例えばの話であるが仙台都市圏、それから仙台都市圏以外でのいわば感覚とい
うかニュアンスもおそらく違ってくるだろうということもあり、そういった地域間での
意見対立の中でどう調整していくのかということも非常に問題にもなるので学区1つ取
り上げていっても非常に大きな問題だと思っている。そういった点でいけば十分な時間
をかけてやっていただきたいと考えている。

山 田 委 員 今回の議会で請願が採択された中で、61ページの附帯意見の中で最後の方に「十分
な説明責任を果たすこと。」という風になっているが、県民の理解を得る上でも大変重
要な部分だと思うが、方向性としてどのようにお考えになっているかをお聞かせいた
だきたい。

教 育 長 これは附帯意見は先程読んだとおりであるが、我々が「県立高校の一律共学化は着実
に推進すべきであるが、今後の教育施策の推進に当たっては」云々間ぬんという文章が
ある。それで「県立高校の一律共学化は着実に推進すべき」だということは今年の2月
県議会での附帯意見が「将来構想を着実に推進しなさい」ということも表現されてい
るので、今回は2月県議会での附帯意見を再確認したと考えている。それで特に一律共学
化という「一律」という言葉も今回初めて入った言葉であり、一律共学化は着実に推
進すべきであるということで、これは再確認の意味になるだろうと考えている。それから
「今後の教育施策の推進に当たっては、公平・公正な県民意向の把握に最善を尽くすべ
く十分な説明責任を果たすこと。」とあるのは、我々の解釈であるが、「今後の教育施策
の推進」ということであるので、例えば先程言った学区の話であるとか、それから入学
者選抜の話であるとか、まだまだ検討中のものがある。それでこれは県の教育行政の根
幹に関わるようなものもまだまだ検討中のものもあるので、そういった検討中のものを
推進するに当たっては県民意向の把握、それから十分な説明責任ということをきっち
り取りなさいということでの話ではないのかと考えている。いずれ2月県議会の中でも、
例えば二高は1年間延期してその間十分な話し合いをしなさいということで附帯意見が
なされた訳であるが、そういった同じ形としてやはり色々な教育施策を推進するに当
たっては、一応県民意向の把握、十分な説明責任ということで、考えてみれば当然な話
であるが、そういったことをさらに確認的にこれは書かれているのではないのかなと考
えている。これについてはこの前の調整会議の中でも色々話は出され、「そういった県教
委の解釈はちょっとおかしい」とが言われた。ただ我々としてはそういった解釈にた
っているということである。

委 員 長 結局、附帯意見は2つの部分に分かれているということである。まず、一律共学化を
着実に推進すべきであるということと、今後の施策ということ、今教育長が言ったよ
うなことだと思うが、これは教育長の解釈で、我々としてもそうした解釈でよろしいか
と思う。

櫻 井 委 員 村井知事が共学化とか別学化の選択肢を残す、存続を求める考えに至った経緯という

ものを少し詳しく教えていただきたい。

教 育 長 これはちょっとそれこそ本人ではないので明確には答えられないが、今回の議会の中で一般質問というものがあり、それで知事が答えているところをちょっと御紹介すると、知事自身は平成11年の9月議会であるが、男女共学化を推進する内容の発言をしたという事実はおっしゃっている。それで、「しかし、その後県議会議員の仕事を通じて様々な方々の意見を聞くことができました。その中で高校の多様性、それから高校の伝統の継承ということも重要な教育的要素の1つであって、共学校と別学校を選択出来る可能性を残しておくことが必要ではないかと考えるに至りました。」ということである。そういったことで先程紹介した知事の11月議会での説明要旨と大体重なることであるが、いずれ11年9月議会で推進する発言をしたけれどもその後県議会での仕事を通じて様々な方達の意見を聞いてそれで共学校と別学校を選択出来る可能性を残しておくことが必要ではないかという風に考えるに至ったということである。こういった話し合いがなされたか私としては分からないが、いずれ公式的にはこういった御発言をなさっている。

委 員 長 私も今回の議会ではそうした話を教育長と一緒に聞いた。

牛 尾 委 員 こうした請願なんかの採択を受けて、仙台二高の共学化の調整会議も行われているが、今後議会の決定もあった訳であり、こういった形でこの調整会議を進めて行かれるのか、在り方について伺いたい。

教 育 長 先程お話したように第7回まで色々お話をして来た。それで結論から言うとまだまだ理解を得られていないということが現状である。それでこれについてはまだまだ仮称という仮称も取れない状況の中で7回も重ねて来たということであり、やはりこれは本議会の委員会でもお話申し上げたが、この調整会議そのものが言わばそもそも論、あるいは入り口論ということで議論があってそれがずっと同じ土俵に乗れないままに來ているということである。それで私としてはやはり二高の共学化のための会議ということでの判断があるので出来るだけ二高の将来の姿を聞いてほしいということをお願い申し上げては来た訳であるが、第5回目だと思うが色々校長先生から二高における将来の姿みたいなことをお話させていただいたところである。そういったことで7回を踏まえてもまだまだ理解を得るところがないということであるが、これからやはりこういったこれからの二高を考えて行くには色々な関係人のお話も聞いていく必要があるんだろうと考えている。そういった意味で調整会議という会議のそういう組織的なものかどうかはまた別にしても、やはりそういった御意見はきちんと聞いていく必要があるんだろうと考えている。いずれ調整会議というのが我々とそれから二高の同窓会、PTAさん達との言わば会合であるので、相手がある話ということであるので色々今後の在り方についてやはりもう少し詰めたところで話し合っていかなければならないだろうなと考えている。いずれやはり二高の将来の姿が議論出来る場が変わっていただきたいということが正直なところである。

鈴 木 委 員 提案したいが、ただいまの教育長から色々説明をいただいて我々も理解は進んだかと思う。よって知事のこの前の考えをお伺いして、我々いわゆる教育委員会として正念場を迎えていると私は今思っているが、いわゆる今最終判断を求められていると、が故に教育委員会が出している県立高校の将来構想そのものを左右するという大事な協議会に

今なっているのかなあと思っている訳である。従って、私共としても慎重な議論という
か討論が必要だろうと思うので、ここで委員間で若干論点整理の時間を取らせていただ
けないかなあとと思うので、委員間協議というのを開かせていただけないか。

委 員 長 　　ただいま鈴木委員から委員間協議の提案があったが、それでは本協議事項について委
員会を休憩にして委員間協議を行うがよろしいか。

（委員全員に諮る）了承。

（委員間協議のため休憩）

委 員 長 　　それでは、委員会を再開する。

本件協議事項について、鈴木委員から論点整理についての報告をお願いします。

鈴 木 委 員 　　委員長の指名であるので、私からただいま委員間協議をした結果を報告する。委員間
協議での論点整理に際しては、各委員から様々な視点から、多様な意見が出されて、慎
重に検討を行った。その結果、次のとおりの論点整理に達した。

まず、知事のお考えである「県立高校の男女共学化は、少子化や効率的な学校運営、
学校再編などの面からは、ある程度やむを得ないが、高校の多様性、高校の伝統の継承
も重要な教育的要素であり、全県一学区とし、共学、別学の併存について、学校運営の
実態、財政への影響、受験生とその保護者の意向などを総合的に勘案しながら検討すべ
きである」としていることについて、大きく分けて次ぎの3項目に論点を整理して、検
討する必要があるかと思った。1つは、全県一学区とした上で、定員充足状況を見極
め、別学の存続の是非を決めるとすることについて。2つ目は、別学は高校の多様性の
1つであり、別学の伝統の継承は、重要な教育的要素ではないかということについて。
3つ目は、共学、別学の併存は、学校運営の実態、財政への影響、受験生等の意向など
を勘案しながら検討すべきとすることについて。

大きな2つ目であるが、仮に、当面共学、別学の併存を基本にし、全ての県立高校を
男女共学化する方針を、見直しを含めて再検討することとした場合について、大きく分
けて次の6項目に論点を整理して、検討する必要があるかと思う。1つは、小中学生
や保護者、小中学校での進路指導などへの影響について。2つ目は、既に共学化してい
る高校、これから共学化する高校への影響について。3つ目は、行政の継続性に対する
影響について。4つ目、別学として存続させる高校の選択基準について。5つ目、県教
委への信頼に対する影響について。6つ目、県議会が県立高校の共学化に関して示した
判断について。以上6項目について論点を整理して、それぞれ検討する必要があるか
と思う。

大きな3つ目であるが、教育委員会のこれまでの方針どおり、平成22年度までに全
ての県立高校の共学化を推進する場合についてである。この場合、大きく分けて次の4
項目の論点を整理する必要があるかと思う。1つは、知事が公約として掲げた別学、
共学の選択肢の存続を求める声や10万人とする署名をどう評価するか。2つ目、別学
をなくすことで、別学校の伝統文化や個性を尊重する教育、特色ある教育を消失させて
しまうのではないか。それから3つ目は、別学の存続を希望する声の割合に応じて、別
学を残すことは出来ないのか。それから4つ目、保護者、生徒の大多数が反対する中で

共学化することは、「関係者の理解を得ながら推進する」としていることに反しはしないかということ。以上4項目について検討する必要があると思う。

以上大きな3点について論点整理をした結果を踏まえて、教育委員会としては、早期に最終判断を下さなければならなくなった。委員会としては、結論を出すには各委員が自分なりの考えをまとめる時間が必要であろうかと思う。また、しっかりした検討を行って議論を深めるためにも、今申し上げたことを事務局で内容を整理し、我々委員にあらかじめ案を示していただけないかと思っている。その上で、年明けの早い時期に臨時の委員会を開催して、改めて委員が協議を行い、委員会としての結論を出してはどうかということになった。

以上、報告である。

委員長 ただいま鈴木委員から本件協議事項について論点整理を行っていただいた。それとともに各委員が慎重に検討を行う必要があるとのことから臨時の教育委員会を開催の上、再度協議等を行うようにとの提案があった。については後日早急に臨時の教育委員会を開催の上、協議することとしたいと思うが如何か。
(委員全員に諮る)了承。

また、議論と検討を深めるために、事務局に論点整理の項目毎に整理し、各委員に案を提示していただきたい旨の発言があったが、よろしいか。

教育長 了解した。

委員長 こういうことで今後よろしいか。それでは本件協議事項「県立高校の男女共学化について」は、後日、臨時の教育委員会を開催の上、継続協議とするものとする。

8 閉会 午後4時11分

平成17年12月26日

署名委員

署名委員